

太陽電池設備を設置している事業者の皆様へ

太陽光パネルの飛散被害が出ています

～被害が出る前に確認を！～

昨年、太陽光パネルが飛散する事象が相次いで発生しました。

なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例もありました。

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等の定期的なチェックが事故の未然防止につながります。

万が一他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる場合があります。

パネル飛散の例（昨年8月 台風15号によるもの）



このような被害が起きないように

**施工会社やパネルメーカー等に連絡して
定期的に点検・メンテナンスを受けてください**

破損したパネルを発見したら

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等は、触れると感電するおそれがあります。

設置事業者の皆様におかれましては、以下の点についてご注意ください。

1 パネルや設備には触れない

2 周囲の方へも注意の呼びかけを

3 施工会社やメーカーに対処を依頼

どういった対処が必要か、どこに連絡をすればよいのか、経済産業省でもご相談に乗ります。下記まで、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電話 03-3501-1742 (直通)

メール qqnbbj@meti.go.jp